

News
Letter

RIBLS

立教大学ビジネスロー研究所
〒171-8501
東京都豊島区西池袋3-34-1
03-3985-4264
http://law.rikkyo.ac.jp/ribls/

Rikkyo Institute for Business Law Studies

第18回 法務研究科特別セミナー

第4回スポーツ仲裁シンポジウム

「アンチ・ドーピングのための新たな展開とスポーツ仲裁」

■スピーカー

テニス: 浅越しのぶ (NEC)
 野球: 小林至 (江戸川大学教授)
 レスリング: 山本聖子 (スポーツコメンテーター)
 学識経験者: 浅川伸 ((財)日本アンチ・ドーピング機構事務局長)
 学識経験者: 宍戸一樹 (弁護士(弁護士法人キャスト糸賀))
 座長: 早川吉尚 (立教大学教授)

■主催

日本スポーツ仲裁機構、(財)日本アンチ・ドーピング機構

■後援

(財)日本オリンピック委員会、(財)日本体育協会、
 (財)日本障害者スポーツ協会、東京都、
 特定非営利活動法人 東京オリンピック招致委員会

■協賛

(財)ミズノスポーツ振興会、ミズノ(株)、(株)アシックス、(株)デサント

■協力

立教大学ビジネスロー研究所、立教大学ウエルネス研究所

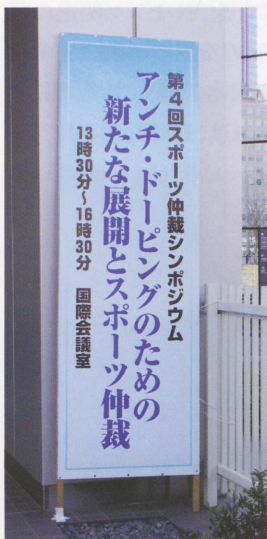
■日時・場所

日時: 2008年3月22日(土) 13:30~16:30
 場所: キャンパス・イノベーションセンター東京・国際会議室

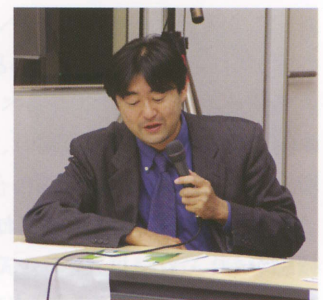


本セミナーのねらい

第18回法務研究科特別セミナーは、日本スポーツ仲裁機構と(財)日本アンチ・ドーピング機構が共催する標題のシンポジウム「第4回スポーツ仲裁シンポジウム」を法務研究科院生、そのOB・OGに開放する形で開催された。同シンポジウムは、日本スポーツ仲裁機構の活動及びスポーツ関連紛争の解決と予防の重要性についてアスリート、競技団体を始め広く一般の方々に周知すべく毎年開催されているものであり、立教大学ビジネスロー研究所は立教大学ウエルネス研究所とともに、例年、その開催に協力を行っている。今年度は、(財)日本アンチ・ドーピング機構との共催の形で、近年、世界的に様々な注目を集めているアンチ・ドーピングを巡る問題とスポーツ仲裁にテーマを絞って開催された。



ドーピング違反を理由にメダルが剥奪される。あるいは、選手活動の停止が命じられる。近年、そのようなニュースが珍しくなくなってきている。アテネ・オリンピックにおける円盤投げ競技の優勝者からの金メダル剥奪。日本のプロ野球における外国人選手のドーピング陽性反応。メジャーリーグにおけるドーピング蔓延の告発レポートの公表。そうした背景には世界的なドーピング防止のための規制強化があり、さらにその背後には、スポーツ界においてドーピング行為が水面下で蔓延しているという問題がある。



もっとも、そうしたアンチ・ドーピングのための活動は、アスリートの選手生命に関わる重大な問題であるが故に、誤りがあるとはならない。その意味では、陽性反応が出た後において、どのような手続の下で違反の有無や制裁が決定されるのか、その決定に対する不服申立の手続はどのように整備されているのかが重要である。実際、最近、Jリーグの選手のドーピング違反問題を巡って仲裁申立がなされた事件については、まさに国民的な関心が集まった。

このような状況に鑑み、世界的に注目を集めているアンチ・ドーピングを巡る問題に焦点を絞って、本シンポジウムでは、二人の報告者による報告、そして、五人のパネリストによるパネル・ディスカッションの中で、この問題に関する議論を深めるとともに、一般への当該問題の周知が企図された。そして、パネル・ディスカッションの座長を務めたのが、本学ビジネスロー研究所の早川吉尚教授であった。

アンチ・ドーピング運動の背景

(財)日本アンチ・ドーピング機構会長の黒田善雄氏による開会の辞の後、アンチ・ドーピングの手続的な流れとその背景に関して、(財)日本アンチ・ドーピング機構事務局長の浅川伸氏と弁護士の宍戸一樹氏からの報告がなされた。



まず、浅川氏から、アスリートに対するドーピング検査の現状につき説明がなされた。すなわち、ドーピング検査に関しては、競技大会の中における大会参加アスリート向けの検査と、世界ランキング等により一定以上の能力がある者としてリストアップされている国際的なアスリートに対する競技大会の外における抜き打ち検査の二種類がある。どちらについても、かつての日本は、予算の制約によって検査件数が非常に少なく、その余波として、一部の日本のアスリートに対して、実際には全くドーピングへの関わりなどないにもかかわらず、外国からは疑いの目でみられるという状況も存在していた。しかし近年、そうした状況を改善すべく、ドーピング検査のためのわが国の国家予算は大幅に増加され、その結果、検査件数は飛躍的に増大するに至っている。

その背後には、スポーツ界におけるドーピングの蔓延に対する危機感があり、これに世界レベルで規制を加えるための国際的な法制度状況の変化がある。すなわち、21世紀を迎えたころから、欧米諸国のスポーツ関係組織を中心に、ドーピングの問題に対処するための国際組織であるWorld Anti-Doping Agency (WADA) 設立の機運が高まり、その下でのドーピングに関する統一規則としてのWADA Code も整備されるに至った。もっとも、この規則は、どのような法的根拠によりアスリート、競技団体、各国国家を拘束するのかについて定かではなかった。そこで、国連の機関であるUNESCOを中心に同規則の遵守を各国に義務付ける条約の作成作業が進められ、現在、わが国を含めた世界の主な国々は、かかるUNESCO条約を批准することにより、世界的なドーピング防止のための規制強化の一翼を担うに至っている。すなわち、わが国においては、日本アンチ・ドーピング機構がアンチ・ドーピング活動の中心的な組織

として活動を行っており、また、その下で、WADA Code とほぼ同内容の日本ドーピング防止規程の運用がなされている。

アンチ・ドーピングの手続の流れと不服申立手続

具体的な検査においては、対象となったアスリートは、専用の施設の中でオフィサーの監視の下で採尿を行い、採取した尿を二つの専用の容器に分けて保存する。容器は検査機関に送付され、片方の容器内の尿につき検査がなされる。あらかじめ禁止リストにリストアップされた薬に関して陽性反応が出た場合には、当該アスリート、関係競技団体、日本アンチ・ドーピング機構、WADAに、その旨の連絡がなされる。アスリートは、検査ミスの可能性を危惧した場合には、もう一つの容器内の尿につき再検査を行わせる権利を有する。その結果、さらに陽性反応が出た場合には、「日本ドーピング防止規律パネル」の開催が要請され、その下で、違反の有無や科されるべき制裁の決定がなされることになる。

日本ドーピング防止規律パネルは、その意味で、違反の有無や科されるべき制裁を決定する一審裁判所のような存在であるといえる。すなわち、検察官役である日本アンチ・ドーピング機構による当該アスリートのドーピング違反の申立てに対して、案件ごとに聴聞パネルを設定して聴聞会を開催して両者の言い分を聞き、それを基に中立的な立場から判断を下す。聴聞パネルは、必ず、法律家、医師、スポーツ関係者の3名から構成されることになっており、それぞれの専門的な知見が持ち寄られることで、間違いの無い判断が下されるような工夫もなされている。また、科されるべき制裁に関しては、日本ドーピング防止規程に明確な定めがあり、原則として、一回目の違反に対しては2年間の出場停止、二回目以降は一生涯の資格停止が科されることとなっている。実際これまでに、現在の日本ドーピング防止規程の下で約半年間で7件の裁定が、また、以前の規程の時代を含めれば全部で17件の裁定が下されている。

もっとも、このように判断の公正さを確保するための配慮がなされていたとしても、その判断の内容や判断に至るまでの手続が問題をはらむ可能性は否定できない。したがって、これを争う不服申立手続の存在が必要になり、この上訴審裁判所的な役割を果たすのが、ローザンヌに本拠を置く Court of Arbitration for Sport (CAS)、そして、日本スポーツ仲裁機構ということになる。ドーピング関連の紛争については、CASに対しては非常に多くの申立てがなされ、多数の仲裁判断がこれまでに下されているが、日本スポーツ仲裁機構には未だ申立てられたことはない。しかしそれは、近時に至るまでド



ピング検査のためのわが国の国家予算が限られており、その結果、検査件数が限定されていたからであり、そうした状況が大幅に変わった現状の下では、今後、ドーピング違反に関する日本ドーピング防止規律パネルの裁定に対し、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てがなされるケースが増加する可能性は高い。こうした状況の変化を受けて、日本スポーツ仲裁機構も、ドーピング紛争に特化した専門の仲裁規則を制定し、申立てにいつでも対応可能なように、近年、制度構築を行っている。

パネル・ディスカッション

以上の情報が報告者である浅川伸氏と弁護士の大戸一樹氏から提供された後に、休憩を挟んで、上記の二人に、浅越しのぶ氏、山本聖子氏、小林至氏の三人が加わり、早川吉尚教授の司会の下で、パネル・ディスカッションが開始された。

最初に登場した浅越しのぶ氏は、プロテニスの女子世界ランキングにおいてシングルで21位、ダブルスで13位の成績を収め、2006年に引退したわが国を代表するテニスプレイヤーであった。トップアスリートとして数多くのドーピング検査を



経験していることはもちろん、現役時代の大会で敗れた相手とその次の大会でドーピング違反となったというエピソードもあり、「何故、自分が敗れた時の大会で発見してくれなかったのか!」という言葉に、会場は爆笑につつまれた。なお、パネル・ディスカッションの過程で、その時の大会のオフィサーを務めていたのが浅川氏であったことが判明し、会場はさらなる笑いにつつまれた。

次に登場した山本聖子氏は、元女子レスリング世界チャンピオンであり、2006年に引退した後、結婚・出産を経て、現在、育児中である。やはり、トップアスリートとして経験した数多くのドーピング検査の体験についてはもちろん、育児中の母という立場から、ドーピングが女性の体に与える影響という視点でドーピングの問題について語っていただけた(当日は会場に赤ちゃんも連れての参加であった)。

最後に登場した小林至氏は、東大出身のプロ野球選手として千葉ロッテ・マリナーズで投手として活躍し、引退後は、江戸川大学社会学部の助教授となり(現在は教授)、また、福岡ソフトバンク・ホークスにおいて取締役も務めている。そのような経歴から、興行という側面が強いがゆえに、長らくドーピングの問題に対して必ずしも積極的に取り組んではこなかったプロ野球の本音が語られた。特に、いまだインターネットによる個人通販のようなものが存在していなかった

現役時代において、「もしもそのような手段があれば、さらにスピードある速球を投げるため、自分も手を出していたかもしれない」という率直な発言は、会場に衝撃を与えた。しかし、それと同時に、ドーピングが蔓延していた米国メジャーリーグにおいても、スター選手の使用の噂が子供



たちのドーピングに対する感覚を麻痺させ、その結果、様々な悲劇が生まれてしまったこと。そうした事態に対して、PTAが立ち上がり、最終的には議会における網羅的な調査と責任追及のレポートの発表にまでつながったことも紹介され、加えて、現在の日本プロ野球における積極的な取り組み姿勢についても具体的に紹介がなされた。



このように上記三人の紹介、及び、ドーピング問題に関するエピソードの紹介やコメントがあった後、パネリスト間でドーピング問題に関する議論が開始された。最初に話題になったのは、「採尿」という行為に関するアスリートの抵抗感といったものであった。浅越氏も山本氏も若い女性であり、しかも、ドーピング検査のための採尿は、不正を防ぐためにオフィサーによる「直接目視」の下で行われる。実際の現場に関する生々しい紹介に会場はどよめいたが、二人とも、「最初は若干の抵抗はあったが、そのうち慣れてしまった。むしろ、アスリートなのだから当然と思うようになった」という感覚であるとのことであった。

しかし、アスリートが検査に対して何ら懸念や不満を抱いていないというわけではない。例えば、山本氏は、減量のための努力がつきものであるレスリングという種目において、試合の前に一滴の水までギリギリ計算して減量を行っているのに、その段階で抜き打ち検査に来られると、体内の水分を絞り込んでいる以上、尿を出すことに非常に困難を強いられるという苦い経験を語ってくれた。また、現在の手続では、陽性反応が出た場合のみアスリートに連絡が来るが、そうでない場合には連絡がなされないことが多い。このため、例えば、山本氏は、「心配性なので、もちろん身に覚えはもちろん無いにもかかわらず、検査後、何かドキドキしてしまっていた」と語ってくれた。



また、抜き打ち検査の前提としてトップアスリート達は自分たちの居場所情報をかなりの先まで事前に登録しておかなければならないが、これにつき浅越氏は、毎週のように試合があり、試合結果次第で次の会場に移るタイミングが変わってくるテニスの世界では、居場所情報を事前に登録することが非常に難しいという点につき、詳しく説明してくれた。この点については、ハンドボール競技のアスリートである山本氏のご主人も苦い経験があるらしく、抜き打ち検査の際にたまたま登録した会場のトレーニングルームに籠っていたところ、そこにいることがオフィサーにうまく伝わらず、結果、不在にしていたとみなされて警告を受けてしまったというエピソードも語られた。

さらに、病気になった際に服用する薬についても、懸念が表明された。この点、浅川氏からは、服用しても構わない成分のみで構成されている薬につき説明がなされ、また、問題となる成分を含む薬であっても病気治療目的で使用することを事前に申請すれば使用可能であることも説明がなされた。しかし、現実には、そうした情報につき自身、あるいは関係者が知らなかったため、ドーピングの陽性反応が出てしまい、はからずも制裁の対象になってしまったケースが非常に多い。山本氏も、実際に病気になった時、それだけでもつらかったのに、その情報を獲得するために努力する余裕がなかったと語ってくれた。もっとも現在は、アスリートである夫が病気の際には、国立スポーツ科学センターに薬に関する情報をまめに確認しているそうである。（「尽くすタイプですから」との山本氏の言葉に、会場は爆笑に包まれた。）また、浅越氏、さらにはフロアから、一般の医師がそうした情報にいかにか疎いか、現実の実態に関する指摘もあった。

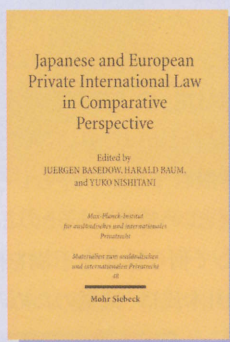
アスリートのみならず、一般に対する教育・啓蒙の重要性があらためて明らかになった瞬間であった。

おわりに

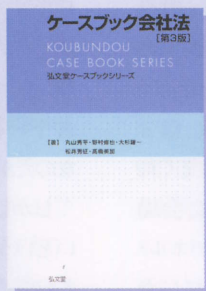
シンポジウム終了後、パネリストの一人である宍戸氏の所属法律事務所の後援により、シンポジウム参加者をも含めたレセプション・パーティーが開催された。パーティーの席上においても、報告者やパネリストの方々への質問や意見交換は続けられ、近年におけるこの問題への興味関心の高さがうかがわれた。

わが国においても、近時、スポーツ界における法曹の関与の重要性が強く認識されるようになってきている。弁護士にとっては将来性の高い新たな開拓分野であるといえ、現代において法曹を志す法曹研究科院生にとって非常に貴重な体験の場であったと思われる。

所員新刊紹介



Yoshihisa Hayakawa
International Adjudicative Jurisdiction in Japan
出典「Japanese and European Private International Law in Comparative Perspective」
(2008年3月Mohr Siebeck社)



松井秀征・高橋美加 他著
「ケースブック会社法」
(2008年3月 弘文堂)



金子宏編
(浅妻章如 執筆)
「租税法の基本問題」
(2007年11月 有斐閣)

■お知らせ：2008年度より所長が角紀代恵教授から早川吉尚教授に代わります。

立教大学ビジネスロー研究所 所員(ABC順)

| | |
|--------------------------|-----------------------------|
| 所長 角 紀代恵 (法学部教授、民法) | 松井 秀征 (法務研究科・法学部准教授、商法) |
| 所員 浅妻 章如 (法学部准教授、租税法) | 村松 幹二 (駒澤大学准教授、法と経済学) |
| 淡路 剛久 (早稲田大学教授、民法) | 中川 晶比兒 (現代GP知財PC、経済法) |
| 舟田 正之 (法学部教授、経済法) | 野澤 正充 (法務研究科教授、民法) |
| 濱野 亮 (法学部教授、法社会学) | 小川 和茂 (学習院大学研究員、国際私法・国際取引法) |
| 橋本 博之 (慶応大学教授、行政法) | 奥野 寿 (法学部准教授、労働法) |
| 早川 吉尚 (法務研究科・法学部教授、国際私法) | 坂本 雅士 (経済学部准教授、税務会計) |
| 石川 淳 (社会学部准教授、労務管理) | 高橋 美加 (法学部准教授、商法) |
| 伊沢 和平 (法学部教授、商法) | 溜箭 将之 (法学部准教授、英米法) |
| 小林 憲太郎 (法学部准教授、刑法) | 上野 達弘 (法学部准教授、知的財産法) |

編集後記

いよいよ北京オリンピックの開催が迫ってきました。そんな時宜に即して行われたスポーツ仲裁シンポジウムも成功裏に終えることができました。関係各位には心より御礼申し上げます。(U)